

上牧町教育大綱

平成29年4月

上 牧 町

1 上牧町の教育大綱の基本的な考え方

1 はじめに

平成27年4月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、教育の目標や施策の根本的な方針を地方公共団体の長が定めることとなりました。

このことを受けて、本町では、「上牧町総合教育会議」を設置し、町長と教育委員会が協議・調整し、「上牧町教育大綱（以下「教育大綱）」という。」を策定しました。

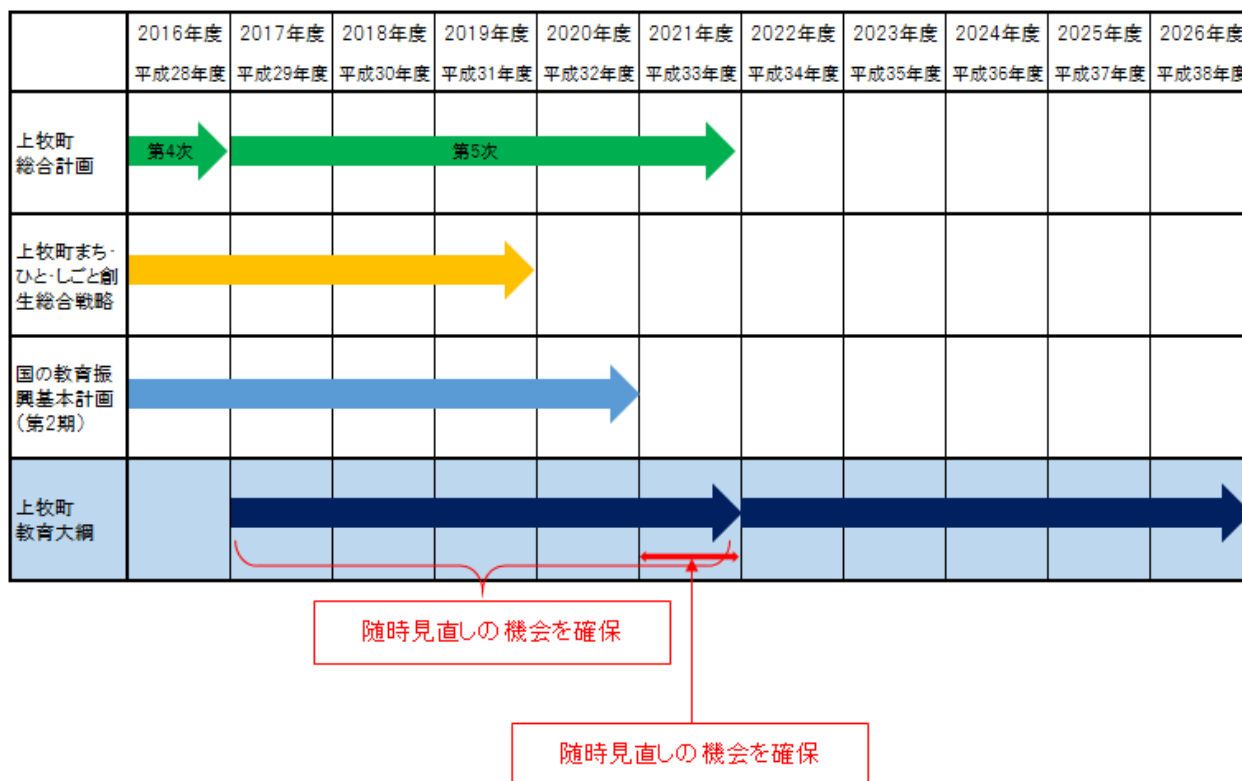
2 教育大綱の考え方

教育大綱は、教育基本法第17条第1項の規定に基づく国の教育振興基本計画を参酌するとともに、「上牧町第5次総合計画」及び「上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略」にある教育に関する政策目標を踏まえ、本町の教育の目標や施策の根本的な方針を定めるものです。

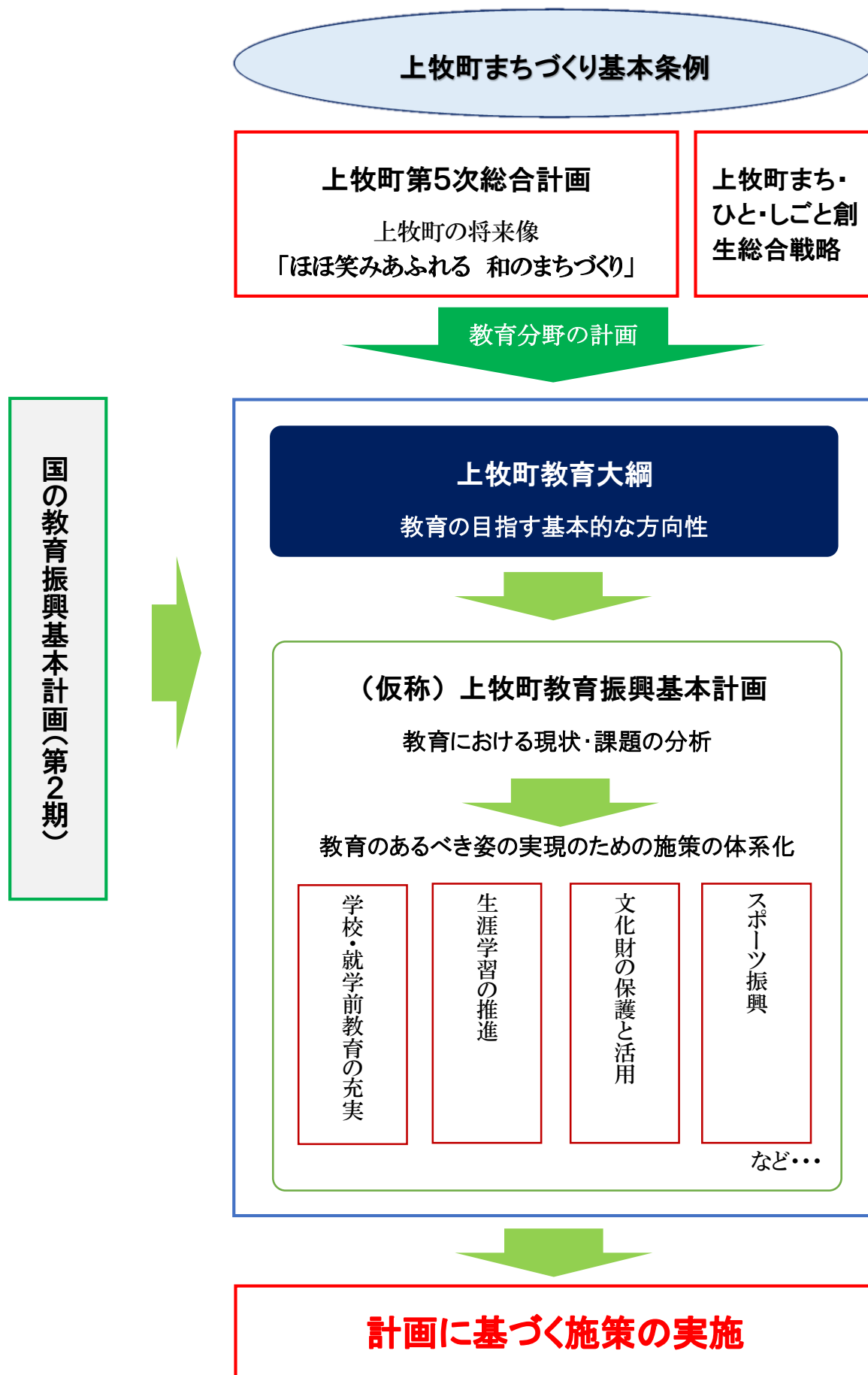
3 教育大綱の期間

教育大綱の対象期間は、2017年度（平成29年度）から2021年度（平成33年度）までの5年間とします。

なお、本大綱は策定の日から5年間をもって改訂の区切りとしますが、随時見直しの機会を確保するものとします。



4 教育大綱の位置づけ（イメージ図）



II 上牧町の教育に関する基本的な方向性

1 基本理念

＜教育の基本理念＞

上牧町の掲げる将来像「ほほ笑みあふれる 和のまちづくり」の実現に向けて、まちづくりの基本である「町民参画と協働によるまちづくり」の考えをもとに、さらなる“和”（連携体制）の構築を推進し、地域の未来を担う子どもたちの生きる力としての「確かな学力」、「豊かな人間性」、「たくましい心身」を育む教育に情熱をかたむけ、人間尊重の精神を養い、心身ともにたくましく豊かな人間性で、正々堂々と生きる子どもを育てる教育の充実を図ります。

また、町民一人ひとりが変化するライフスタイルや多様なニーズに応じた学習をあらゆる場所で交流しながら自由に学び、学ぶことの喜びを感じるとともに、その成果を社会に生かすことのできる生涯学習社会を築き、活力あるスポーツの振興や郷土の歴史文化に誇りや愛着を持ち、次世代に継承していくまちづくりを進めます。

【学校教育の目標】

人間尊重の精神を基盤とした教育の充実を図り、「知・徳・体」の調和のとれた教育活動を行い、心身ともにたくましく豊かな人間性で、正々堂々と生きる子どもの育成を目指します。

- ◆生きる力としての「確かな学力」を育む教育の推進
 - ・確かな学力の向上
 - ・豊かな人間性の育成
 - ・たくましい心身の育成
- ◆信頼される園・学校づくりの推進
 - ・魅力と活力のある園・学校づくり
 - ・教職員の指導力の向上
 - ・園、学校、家庭、地域が連携・協働

【社会教育の目標】

誰もが明るく元気で暮らすため、学習機会の提供やスポーツ、芸術・文化活動への支援など、生涯を通じてお互いに学び合い、一人ひとりが豊かな感性を育み、活力ある生涯学習社会づくりを目指します。

- ◆家庭教育の充実
- ◆生涯学習の推進
- ◆生涯スポーツの推進
- ◆人権教育の推進
- ◆歴史文化の保護及び活用
- ◆生涯学習指導者の資質の向上及び活用

2 基本方針

《就学前教育》 上牧らしい幼児教育の環境づくり

上牧らしい幼児教育環境を充実させ、多様化する社会ニーズや国際化に対応できる子どもの育成を目指した環境づくりを推進します。

- 幼児教育の充実
- 子育て支援の充実
- 預かり保育の充実

《学校教育》 子どもの能力を伸ばすことのできる教育体制・環境づくり

学校・家庭・地域が連携して、児童生徒一人ひとりの能力・学力を伸ばすことのできる教育体制・環境づくりを推進します。

- 学習環境の整備
- 子どもの学力向上支援
- 特別支援教育の充実
- ふるさと教育の充実

《生涯学習》 誰もが学ぶことに喜びを感じることのできるまち・ひとづくり

変化するライフスタイルや多様なニーズに応じた学びの場の提供により、子どもから高齢者まで町内の人々が交流しながら自由に学び、学ぶことに喜びを感じられるまち・ひとづくりを推進します。

- 生涯学習機会の充実
- 青少年の健全育成
- 多世代交流機会の創出

《生涯スポーツ》 誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境づくり

町民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境づくりを推進します。

- スポーツ施設の整備
- スポーツ活動の振興

《人権教育》 人権尊重の精神の息づく地域社会づくり

町民の一人ひとりが、人権の大切さを自覚し、すべての人を大切にできる差別のない明るい地域社会づくりを推進します。

- 人権教育の推進

《文化財》 郷土の歴史文化を見つめ育むまちづくり

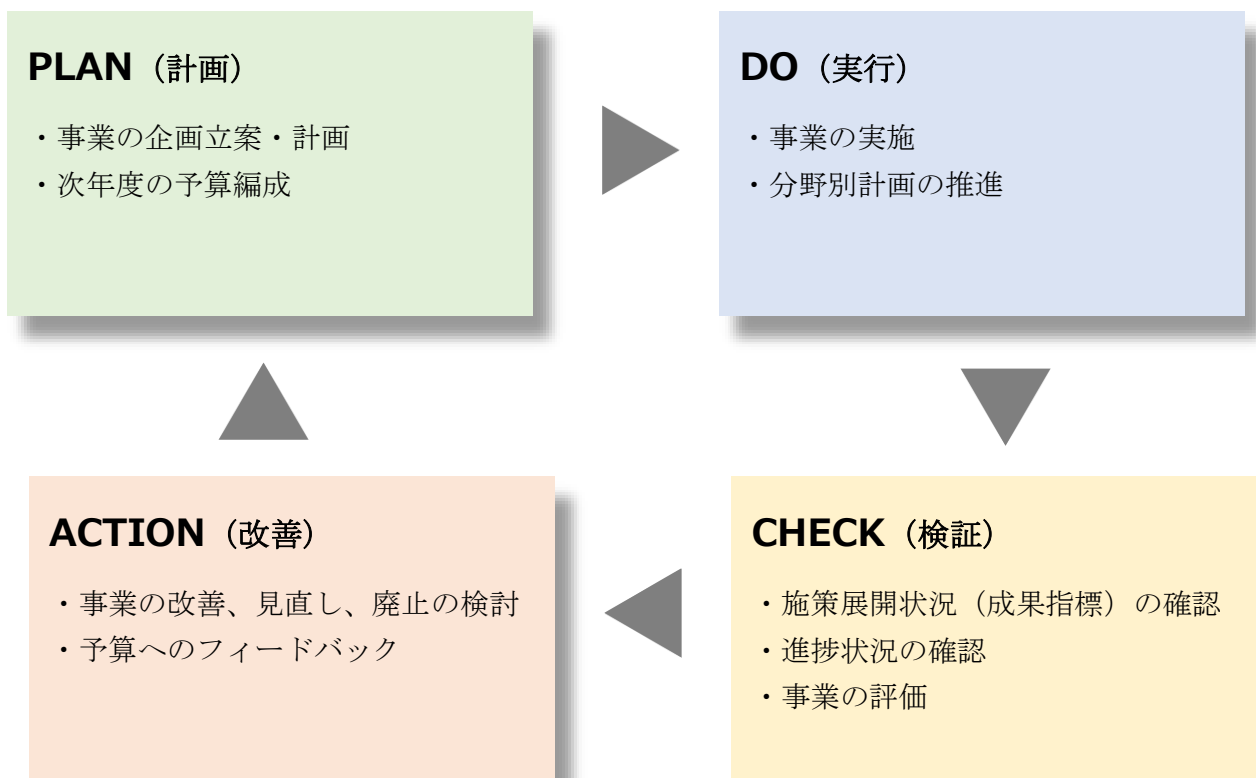
町内の文化財について学び親しむことで町民が郷土に誇りや愛着を持ち、次世代に歴史文化を継承していくまちづくりを推進します。

- 歴史文化の保全

III 教育大綱策定後の進行管理

上牧町教育大綱及び（仮称）上牧町教育振興基本計画等に基づく施策の実施状況については、P D C Aサイクルによる進行管理、点検評価、見直しを行います。

なお、外部評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況について、学識経験者による点検・評価を行うこととなっており、これを活用して行うものとします。



資料 関係法令条文（抜粋）

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成二十六年六月二十日改正）

（大綱の策定等）

- 第一条の三** 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項 に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
 - 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

- 第二十六条** 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

●教育基本法（平成十八年十二月二十二日法律第百二十号）

（教育振興基本計画）

- 第十七条** 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。



上 牧 町 教 育 大 綱

上牧町総務部政策調整課 / 上牧町教育委員会